

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第4回会議付属資料

法定合併協議会の位置付け

1 法定協議会設置の根拠

合併特例法第3条第1項において、市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法第252条の2第1項に規定する協議会を設置することが規定されている。

2 法定協議会の性格

- (1) 地方自治法第252条の2第1項に規定する連絡調整及び計画作成の双方の性格を有する協議会である。
- (2) 市町村合併は、その地域住民に重大な影響を持つことから、当該合併がその地域住民の福祉の向上に資するか否かを関係市町村間で公正かつ慎重に検討し、関係市町村の将来についての計画作成したうえで行われるべきものの観点から、関係市町村の共同の機関として合併協議会を設置するものとしている。
- (3) 合併協議会で作成される新市建設計画に基づく事業についてのみ、合併特例法上の財政措置が適用される。
- (4) 新市建設計画の作成主体は、合併協議会である。
- (5) 合併特例法第3条第1項における合併協議会は、地方自治法上の協議会であることから、設置の際に関係市町村議会の議決と都道府県への届出を要する。

3 任意協議会との主な相違点

	法定協議会	任意協議会
根拠法令	○地方自治法第252条の2 ○合併特例法第3条	○なし
役 割	○新市建設計画の作成 ○合併協定項目に関する協議 など	○合併問題にかかわる調査研究 ○新市建設計画の策定に関する事項 ○合併に関する基本的事項 など
議会への 手 続 き	○設置には、議会の議決を要する。 ○議会への発案権は長の専属となる。	○議会の議決・同意等は要しない。
都道府県 手 続 き	○都道府県への報告を要する。	○都道府県への報告は要しない。
法 人 格	○法人格は有しない。	
そ の 他	○合併特例法に基づく合併の場合、 各種財政措置が適用される。	

地方自治法抜粋

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4～6 略

市町村の合併の特例に関する法律

（合併協議会の設置）

第3条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法第252条の2第1項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画（以下「市町村建設計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。

2～4 略